

アーチェリー実施要領（案）

1 競技規則

競技規則は、令和6年度全国障害者スポーツ大会競技規則（令和6年4月1日より実施分発行）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 競技種目は、男女とも次のとおりとする。
 - ア 50m・30mラウンド
50m、30mの各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。
 - イ 30mダブルラウンド
30m、30mの各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。
- (2) 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。
- (3) 標的は、次のとおりとする。
 - 50m・30mラウンドでは、80cm標的面を使用する。
 - 30mダブルラウンドでは、80cm標的面を使用する。
- (4) 試射・行射数及び行射時間は次のとおりとする。
 - ア 試射は、競技の最初に3射（2分）を2回行う。
 - イ 行射数は、各距離においてそれぞれ1エンドに3射ずつ計36射とする。
 - ウ 行射時間は、1エンド3射2分以内とする。
- (5) 採点行為（看的行為）は、主管競技団体に委任するものとする。

3 用具及び安全確保

- (1) 弓具及び防具は、出場選手が用意して参加すること。
- (2) 矢（アロー）には、必ず規定のネームを記入すること。
- (3) 水平の引き打ち、引き戻しの励行。（暴発防止のため）

4 番号布

番号布は、主催者が交付したものを使用し、背部又はクィーバー（矢筒）に付けること。

5 表彰

1位から3位までの入賞者の表彰は、全競技終了後に行う。